

(要領様式第 1 号)

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年条例第66号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

令和 8 年 10 月 7 日

長野市長 荻原健司

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内 容 及 び 関 係 図 書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第50条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第54条第2項 (第54条第6項含む。)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む。)	
(3) 条例第56条第1項	事業計画書	
(4) 条例第59条第4項	見解書及び意見書（写し）	
(5) 条例第64条第2項	最終見解書	
(6) 条例第66条第2項	事業計画廃止届出書	○

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する。)
条 例 第 50 54 56 59 64 66 条	(1) 氏名及び住所(法人 にあっては、その名称 、代表者の氏名及び主 たる事務所の所在地)	長野市青木島町青木島乙 661番地 宝資源開発株式会社 代表取締役 杉山由香梨
	(2) 廃棄物の処理施設の 設置の場所	(1) 圧縮・結束施設：長野市篠ノ井御幣川字南 松島 748番3他 (2) 減容固化施設：長野市篠ノ井御幣川字南松 島 727番10
	(3) 廃棄物の処理施設の 種類	ごみ処理施設（圧縮・結束施設） 産業廃棄物中間処理施設（圧縮・結束施設、減 容固化施設）

	(4) 処理を行う廃棄物の種類	一般廃棄物：紙くず、廃プラスチック類 産業廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類（以上いずれも、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（以上いずれも、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）	
	(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	(1) 圧縮・結束施設 一般廃棄物：廃プラスチック類62.4 t / 日（8時間） 産業廃棄物：木くず 463.2 t / 日（8時間） ゴムくず 438.4 t / 日（8時間） 金属くず 878.4 t / 日（8時間） ガラスくず類 777.6 t / 日（8時間） がれき類1068 t / 日（8時間） (2) 減容固化施設 産業廃棄物：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）1.6 t / 日（8時間）	
	(6) 変更の概要（変更許可等の場合）	変更後	変更前
		(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類：紙くず、廃プラスチック類 (2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず類、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類 (3) 減容固化する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）	(1) 圧縮・結束処理する一般廃棄物の種類：紙くず (2) 圧縮・結束処理する産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず
条例 66 条	(15)廃止の年月日	令和8年10月1日	